

山口県立こころの医療センター医事業務委託に係るプロポーザル実施要領

第1 目的

この要領は、山口県立こころの医療センター（以下「こころの医療センター」という。）における医事業務について、患者満足度の向上を図りながら、効率的な人員体制で正確かつ安定的な提供を実施することのできる者を、公募型プロポーザル方式により選定するため、必要な事項を定めるものである。

第2 委託業務の概要

(1) 業務名称

山口県立こころの医療センター医事業務委託

(2) 業務内容

- ① 外来担当業務
- ② 入院担当業務
- ③ 診療報酬請求業務
- ④ 電子カルテ入力補助業務
- ⑤ その他の業務

※ 各業務の詳細は、別紙「山口県立こころの医療センター医事業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照すること。

(3) 実施場所

宇部市大字東岐波4004-2 山口県立こころの医療センター

(4) 委託期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで（3年間）

(5) 提案価格の上限額（委託期間の総額）

76,032,000円（消費税及び地方消費税10%を含む。）

※消費税の変更がある場合は別途対応とする。

第3 参加資格要件

この手続に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者に限る。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項に規定する者でないこと。
- ② 山口県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和4年山口県告示第179号）に基づく資格審査において、医事業務の特A等級又はA等級に格付けされている者であること。
- ③ 山口県内又は隣県に事業所（本社、支店、営業所）を有していること。
- ④ 過去3年以内に精神科単科または精神科を含む100床以上の医療機関における医事業務について、1年以上の契約実績を有すること。
- ⑤ 公募の開始の日から提案書の提出期限までの間のいずれの日においても山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

第4 参加表明書の提出方法、提出先及び提出期限等

この手続に参加を希望する者は、(1)に掲げる書類を提出すること。

なお、参加表明書等提出後に、第3の要件を満たさなくなった場合には、速やかに「辞退届」(様式7)を提出すること。

(1) 提出書類

- ① 参加表明書(様式1)
- ② 応募者概要書(様式2)
- ③ 医事業務実績表(様式3)

(2) 提出方法等

① 提出方法

郵送(書留)又は持参により提出するものとする。

② 提出期間

令和5年11月9日(木)午前9時から

令和5年11月24日(金)午後5時まで

※ 郵送(書留)の場合も含め、締切時刻以降の受付は行わない。

③ 提出先

- ・ 名称 山口県立こころの医療センター 事務部
- ・ 住所 〒755-0241 宇部市大字東岐波4004-2
- ・ 電話 0836-58-2370
- ・ FAX 0836-58-6503

(3) 企画提案書提出者の決定および通知

上記期間内に参加表明書の提出のあった者に対し、第3に掲げる応募資格要件を全て満たしているか否かを確認した後、令和5年12月1日(金)までに確認結果をファクシミリで通知する。

(4) 実施要領及び提出書類等様式の交付

① 交付期間

令和5年11月9日(木)午前9時から

令和5年11月24日(金)午後5時まで

② 交付場所

- ・ 名称 山口県立こころの医療センター 事務部
- ・ 住所 〒755-0241 宇部市大字東岐波4004-2
- ・ 電話 0836-58-2370
- ・ FAX 0836-58-6503

第5 質問事項の受付及び回答

本要領等の内容についての質問は、「質問書」(様式4)により提出すること。

① 受付期間

令和5年11月9日(木)午前9時から

令和5年11月17日(金)午後5時まで

なお、締切時刻以降の質問は、受け付けない。

② 受付場所

第4の(2) - ③に同じ。

③ 提出方法

電子メールによる質問のみとする（様式4をWord形式のファイルで提出のこと）。

なお、送信時には受付場所あてに必ず到達確認の連絡を行うこと。

電子メール（アドレス）：munakata.aki@ymghp.jp

④ 回答方法等

令和5年11月24日（金）までに、応募者（参加表明書提出者）全員に対し、「参加表明書」（様式1）に記載された連絡先に電子メールで回答する。

第6 現場見学

現場見学を希望する者は、令和5年11月17日（金）午後5時までに、「現場見学希望申請書」（様式5）を提出すること。なお、1参加者当たり2名までとする。

第7 企画提案書の提出

参加資格を有すると認められた者は、以下のとおり企画提案書等を提出すること。なお、様式は自由とする。

(1) 提案内容

下記に示した内容を記載して提出すること。なお、可能な範囲で規定マニュアル等を添付すること。

① 表紙

業務委託名称、提出日、社名及び担当者名（連絡先）を明示すること

② 総括的事項

(ア) 運営方針

- ・病院経営や治療において医療事務が果たす役割についての基本的な考え
- ・受託にあたり特にアピールしたい点

(イ) 財務規模と事業規模

- ・財務状況、県内外の営業所等の状況（地域、職員数等）

(ウ) 受託準備体制

- ・契約の相手として決定した後、業務を開始後軌道に乗るまでの間の具体的なスケジュールと連絡体制（業務部門別、委託者受託者別）

(エ) 受託実績

- ・過去3年間の精神科単科または精神科を含む100床以上の病院の受託実績

(オ) 労務管理

- ・36協定遵守のための具体的な対策
- ・有給休暇取得促進のための対策

③ 業務運営に関する事項

(ア) 業務従事者の配置方針・計画

- ・従事者を配置する際の考え方、配置計画
- ・有資格者の配置の有無

(イ) 補充応援体制

- ・欠員発生時のバックアップ体制
- ・人材確保対策（採用基準、募集方法、募集地域、福利厚生を含む）

(ウ) 指導・監督体制

- ・ 管理部門と現場との連絡指導体制
- ・ 問題が生じた場合の管理部門の対応の流れ
- (エ) 確実な診療報酬請求のための方策
 - ・ 査定・返戻の削減のための対策
 - ・ レセプト時期の応援体制の有無
 - ・ 会社内における他医療機関でのノウハウの共有や情報活用方法
 - ・ 他医療機関も含めた有資格者（医療事務技能審査試験、診療報酬請求事務能力認定試験などの合格者）の配置状況
 - ・ 診療報酬改定時の対応（勉強会の有無等）
- ④ 教育研修に関する事項
 - ・ 教育研修体系、研修内容、研修方法等
 - ・ 教育研修後の評価等の実施体制
- ⑤ 危機管理に関する事項
 - (ア) 事故や災害発生時の対応
 - ・ 連絡体制、応援体制
 - (イ) クレーム対応
 - ・ クレーム等への対応体制、マニュアルの有無
 - ・ 個人情報保護体制
- ⑥ 企画提案に関する事項
 - ・ 病院経営や業務改善についての提案
 - ・ 他病院での提案実績
- ⑦ 見積額に関する事項

概算見積書（様式6）に積算内訳を添付して提出すること。

(2) 作成時の留意事項

- ① 作成に当たっては、別紙「山口県立こころの医療センター医事業務委託仕様書」を参考とすること。
- ② 提案書は、1社1提案とする。
- ③ 提出書類は、A4縦、横書き（12ポイント）、左綴じとする。
- ④ 必要に応じて説明資料の添付は可能とするが、制限枚数内（各項目ごとに5枚以内）であること。
- ⑤ 提案書を提出した後の訂正、追加、差し替え等は認めない。
- ⑥ 提出された提案書に、「虚偽の内容が記載されているもの」又は「企画提案書の内容や提出方法等が本要領の規定に適合しないもの」の何れかに該当する場合は、無効とする場合があるので注意すること。

(3) 提出方法

郵送（書留）又は持参により提出するものとする。

① 提出期間

令和5年12月 1日（金）午前9時から

令和5年12月11日（月）午後5時まで

※ 郵送（書留）の場合も含め、締切時刻以降の受付は行わない。

② 提出先

第4の（2）－③に同じ。

③ 提出部数

原本（押印したもの） …… 1部
写 …… 5部

(4) 提案書類の取扱い

- ① 提案書類は、返却しない。
- ② 提出された提案書類は、選定を行う作業等に必要な範囲において複製する。
- ③ 提出された参加表明書、質問書及び提案書類は、本業務の受託候補者の選定以外の目的には使用しない。
- ④ 提出された提案書類は、山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号）に基づく情報公開請求の対象とする。ただし、同条例第7条各号に掲げる事項については非公開とする。
- ⑤ 提案価格の上限額を超える提案については、審査を行わない。

第8 最優秀提案者等の決定方法及び契約の締結

① プレゼンテーションの実施

山口県立こころの医療センター医事業務委託候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）を開催し、提出された企画提案書及び企画提案者の行うプレゼンテーションの内容について、審査委員が別添「評価項目」について審査を行い、各審査委員が採点した合計点が最も高いものを最優秀提案者として選定する。

なお、評価点が同じ場合には、各参加者から提示された委託期間中の価格の総額を最終の指標とする。

実施日：令和5年12月22日（金）（予定）

（実施時間、会場等は参加表明者に別途通知する。）

※ 提案書作成担当者は、必ず出席すること。

※ パソコンやプロジェクターは参加者側で準備すること。

② 審査結果の通知

審査結果は、令和5年12月28日（木）までにプレゼンテーション参加者全員に文書により通知する。

③ 契約の締結

選定後、山口県立こころの医療センターと受託候補者は、企画提案の内容をもととして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議・交渉を行い、この交渉が整った場合は、随意契約の手続きを行う。但し、交渉が不調となった場合は、審査委員会で次点となった参加者を受託候補者として交渉を行う。

なお、翌年度以降、当院の予算において、本業務にかかる金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除できるものとする。

第9 その他の留意事項等

- (1) 手続において使用する言語、通貨及び単位は、日本語及び日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- (2) 書類の作成、プレゼンテーションなど、本件提案に係る費用は、全て参加者の負担とする。
- (3) その他、本件に関する問い合わせ窓口は、下記のとおり。
なお、本件に係る書類の交付、書類の受付及び問い合わせ等の窓口対応は、休日（土日及び祝日）には行わないので注意すること。

- 受付窓口 山口県立こころの医療センター 事務部
- ・ 住所 〒755-0241 宇部市大字東岐波4004-2
 - ・ 電話 0836-58-2370
 - ・ FAX 0836-58-6503